



 **退職予定の皆様へ、  
協会けんぽからのお知らせです。**

**健康保険証は退職日  月  日の翌日から  
使用できません。(ご家族分含む)**

※ご担当者様にて退職日をご記入ください。

**健康保険証が使用できるのは退職日までとなりますので、退職日の翌日から  
は使用することができません。**

(例) 3月20日 退職 → 3月21日からは使用不可

※健康保険証(ご家族分含む)は、退職後速やかに会社にお返しいただきます  
よう、お願いします。

**“ご自身で”次の健康保険への加入手続きが必要です**

- 「国民健康保険」に加入する場合 → お住まいの市役所・町村役場で手続きを行い、交付を受けた健康保険証をご使用ください。
- 「ご家族の被扶養者」になる場合 → ご家族様がお勤めの会社を通じて、交付を受けた健康保険証をご使用ください。
- 「再就職」の場合 → 再就職先で手続きを行い、交付を受けた健康保険証をご使用ください。
- 「任意継続健康保険」に加入する場合 → 一定の加入要件があります。詳しくは、**協会けんぽホームページ**または**お住まいの都道府県支部**までお問い合わせください。

【お問い合わせ先】  
〒690-8531 松江市殿町383 山陰中央ビル2階  
全国健康保険協会島根支部 レセプトグループ  
電話 0852-59-5197  
<https://www.kyoukaikenpo.or.jp/shibu/shimane/>

協会けんぽ島根